

告 示

埼玉県告示第九十一号

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例施行規則（平成二十四年埼玉県規則第七十六号）第五条の県の出資に係る法人のうち知事が別に定めるものは、次のとおりとする。

平成二十五年一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 財団法人いきいき埼玉
- 二 公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団
- 三 財団法人埼玉県国際交流協会
- 四 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団
- 五 財団法人埼玉県産業振興公社
- 六 社団法人埼玉県農林公社
- 七 埼玉県土地開発公社
- 八 埼玉県道路公社
- 九 財団法人埼玉県河川公社
- 十 公益財団法人埼玉県公園緑地協会
- 十一 埼玉県住宅供給公社
- 十二 公益財団法人埼玉県下水道公社
- 十三 公益財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 十四 公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター
- 十五 公益財団法人埼玉県消防協会
- 十六 公益財団法人さいたま緑のトラスト協会
- 十七 財団法人埼玉県生活衛生営業指導センター
- 十八 財団法人埼玉県産業文化センター